

第2節 海難審判行政の課題と推進

1 重点改革事項の具体的方策

海上交通の安全確保への寄与を基本とする海難審判行政のあり方については、「調査・裁決の迅速処理」、「海難調査の分析、広報の充実・強化」、「ITを活用した業務の効率化」を当面の重点改革事項として、その具体的方策を毎年度定めています。具体的方策を通じた効果は、実施庁の実績評価にも示されているとおり順調に推移しているところですが、海難審判庁では、海難の原因探究と再発防止に一層寄与していくため、これまで進めてきた重点施策の定着を図るとともに、今年度においても次のような具体的方策を掲げて、国民のニーズに応える質の高い海難審判行政を目指しています。



2 平成15年度に海難審判庁が達成すべき目標

平成15年度においても国土交通大臣から海難審判庁が達成すべき目標が示されました。前年度よりも質的には、更に高い目標値となっています。

迅速な海難の調査、審判開始の申立について

海難を認知したときは、迅速に調査に着手し、審判による原因究明が必要であると認められる事件について、審判開始の申立を迅速に行います。

【具体的目標】

海難の認知から審判開始の申立までの平均期間を8.0ヶ月以内とします。

迅速な海難の審判及び裁決について

審判開始の申立を受理したときは、迅速に海難の審判及び裁決を行うとともに、分かりやすく読みやすい裁決を目指し、裁決書の改善に取り組みます。

【具体的目標】

審判開始の申立受理から裁決までの平均期間を6.5ヶ月以内とします。

海難に関する情報の利用促進等について

海難の原因、海難実態の分析等に関する情報を提供する機能の向上を図るとともに、海難審判及び海難防止に関する知識の幅広い普及を図ります。

【具体的目標】

「海難審判庁ホームページ」の裁決・広報等の各種データ提供の充実を図ります。(容量を240MB(14年度目標の80MBの3倍)以上とします。)

【具体的目標】

本庁及び地方機関において特定のテーマについての海難分析の結果を5回以上公表します。

【具体的目標】

「海難審判説明会」を16回以上(13年度目標の2回以上の8倍)実施し、海難審判及び海難防止に係る知識の向上及び普及を図ります。

3 平成14年度に海難審判庁が達成すべき目標の達成度

平成14年度に海難審判庁が達成すべき目標の達成度は以下のとおりです。

1. 迅速な海難の調査、審判開始の申立について

【具体的な目標】

海難の認知から審判開始の申立までの平均期間を8.5ヶ月以内とします。

【達成度】

目標値より0.9月上回る7.6ヶ月に短縮することができました。

2. 迅速な海難の審判及び裁決について

【具体的な目標】

審判開始の申立受理から裁決までの平均期間を7.5ヶ月以内とします。

【達成度】

目標値より1.6月上回る5.9ヶ月に短縮することができました。

3. 海難に関する情報の利用促進等について

【具体的な目標】

「海難審判庁ホームページ」の容量を80MB以上とします。

【達成度】

目標値より113MB上回る193MBに容量を拡大することができました。

【具体的な目標】

「海難審判情報誌」を定期刊行するとともに地方機関においても「海難分析」を開始します。

【達成度】

海難審判情報誌（マイニュースレター）を隔月ごとに発行し、本庁のほか、地方機関においても海難分析を開始することができました。

【具体的な目標】

「海難審判説明会」を12回以上実施します。

【達成度】

目標値を大きく上回る22回を実施し、海事関係団体等に対して海難防止に係る知識の向上及び普及を図ることができました。

「海難審判説明会」の開催

平成14年度に各地方海難審判庁及び理事所で行った海難審判説明会は、下表のとおりです。

海難審判説明会では、海運、漁業、プレジャーボート関係者や保険組合に対して、海難審判制度を理解してもらうだけでなく、皆様の要望に応じたテーマについて、海難の発生状況や裁決状況、海難事例、防止策などについて分かりやすく説明します。



海難審判説明会の様子



海難審判説明会をご希望の方は、高等海難審判庁総務課企画係まで連絡下さい。
 また当庁ホームページ「講師派遣のご案内」からも申し込みができますのでご利用下さい。
 TEL 03-5253-8821
 URL <http://www.mlit.go.jp/maia/index.htm>

地方審判庁・理事所	開催日	開催場所	参加者
函館	平成14年10月28日 平成14年11月22日	ひやま漁業協同組合 函館港湾合同庁舎	漁業協同組合組合員60名 旅客船乗組員58名及び運航管理者8名
仙台	平成14年9月6日 平成14年10月24日	宮城県玉造郡鳴子町 青森市	漁船保険実務担当者等48名 漁船保険組合関係修理業者等91名
横浜	平成15年2月19日 平成15年2月19日 平成15年3月11日	千葉県銚子市 千葉県船橋市 海上自衛隊	漁業協同組合組合員45名 市川航路運営協議会会員等65名 艦船乗組みの安全担当幹部等約150名
神戸	平成15年1月29日	大阪市	船舶保険の顧客74名
広島	平成14年7月25日、26日 平成14年9月20日 平成14年10月22日 平成14年12月4日 平成15年3月4日	広島県広島市、尾道市 岡山県水島市 愛媛県越智郡宮窪町 広島合同庁舎 広島市南区	漁船保険事務担当者 約100名 運航管理者及び乗組員約50名 20トン未満漁船所有者約70名 運航管理者及び乗組員等約160名 運航管理者及び乗組員等50名
門司	平成14年7月4日	佐賀県藤津郡嬉野町	漁船保険実務担当者等約160名
長崎	平成14年7月18日、23日 8月2日 平成14年11月10日	長崎県長崎市、 佐世保市、福江市 佐賀県唐津市	長崎県内漁業協同組合の漁船保険担当者約90名 小型船舶安全協議会会員及び一般プレジャーボート愛好者115名
那覇	平成14年12月19日 平成15年1月16日 平成15年2月26日	県立沖縄水産高等学校 国立沖縄海上技術学校 沖縄県那覇市	生徒115名、教諭8名の123名 生徒63名、教諭8名の71名 運航管理者等87名